

# 幼児教育の無償化

(認可外保育施設等)

○ 利用料 月額3万7,000円または4万2,000円まで無償

- ・ 3歳児から5歳児までのお子さんは月額3万7,000円まで
- ・ 0歳児から2歳児までのお子さん（住民税非課税世帯のみ）は月額4万2,000円まで
- ・ 日用品費、通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

利用料	無償化対象	実質負担額
3万円	3万7,000円	0円
4万円	3万7,000円	3,000円

## ※ 無償化の対象者

- ・ **認可保育所や認定こども園等を利用していない方で、共働き世帯など保育の必要なお子さん(0歳児から2歳児までは住民税非課税世帯のみ)**が対象です。
- ・ 無償化の対象とするためには、お住まいの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

## ※ 無償化の対象施設等

- ・ 都道府県に届出をした認可外保育施設（一般的な認可外保育施設や認可外の事業所内保育所、ベビーシッター等）
  - ・ 一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業
- 松本市内の対象施設等は、市のホームページでご確認いただけます。**

無償化の対象となるには、

**施設等利用給付認定申請書の提出が必要**です。

(認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。)

利用・無償化を開始する前月の15日（土日祝日の場合はその前日）までに保育課へご提出ください。

(問合せ先)

松本市役所こども部保育課 保育担当（東庁舎2階）

TEL: 0263-33-9856

FAX: 0263-34-3236